

業務用季節別プラン定義書

2026年10月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1	用 語 の 定 義	1
2	適 用 条 件	2
3	契 約 の 締 結	2
4	使 用 量 の 算 定	3
5	料 金	3
6	需 給 契 約 の 補 償 料	3
7	名 義 の 変 更	4
8	契 約 の 変 更 ま た は 解 消	5
9	契 約 の 解 消 に 伴 う 契 約 中 途 解 消 補 償 料	5
10	本 支 管 工 事 費 の 精 算	6
11	緊 急 時 調 整 時 の 措 置	6
12	そ の 他	6
	付 則	7
1.	実 施 の 期 日	7
2.	旧 ガ ス 料 金 プ ラ ン 定 義 書 に も と づ く ガ ス 使 用 契 約	7
	(別 表)	
1.	早 収 料 金 の 算 定 方 法	7
2.	料 金 表	8

業務用季節別プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3)「最大需要期」とは、12月検針分から3月検針分までの4か月間をいいます。
- (4)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(少数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量} \times 100}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}}$$

- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます。
- (7)「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までの4か月間をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約使用可能量が 6 立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約使用可能量の 3 0 0 倍（少数点以下切捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が 5 0 0 立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間負荷率が 5 5 パーセント以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

3. 契約の締結

- (1)お客さまは、この定義書にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2)お客さまは、新たにこの定義書にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約月平均使用量
- ④ 契約月別使用量

- (3)契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに 1 年間延長するもののし、以後これにならうものとしたします。

4. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

5. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の翌日から起算して 30 日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増したものの(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社では、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、その月の基本料金は(2)にもとづく 1 か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

6. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、契約使用可能量倍率未達補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率〔(年間の 1 か月あたり平均実績使用量／最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量)×100 をいいます。(小数点以下切捨て)〕が、55 パーセントに満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定した一般料} \\ \text{金プラン定義書料金（早} \\ \text{収料金）} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定した業務用} \\ \text{季節別契約料金（早収} \\ \text{料金）相当額の合計額} \end{array} \right)$$

(2) 契約使用可能量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約使用可能量の300倍（少数点以下切捨て）未達の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度として、契約使用可能量倍率未達補償料といたします。

$$\text{契約使用可能量倍率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{契約使用可能量の} \\ \text{300倍に相当する} \\ \text{年間使用量から実績} \\ \text{年間使用量を差し引} \\ \text{いた量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{契約月別使用量に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたものの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般料金プラン定義書を適用して算定される料金総額をこえない範囲で算定するものとなります。

7. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとなります。

8. 契約の変更または解消

(1)お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは小売約款の規程によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2)当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び6の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

9. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、8(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは8(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1)新たにこの定義書にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

(2)新たにこの定義書にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約途中解消補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{ヵ月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{ヵ月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後 1 年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額を全額申し受けます。

11. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の 2 (1)および(2)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、6 の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{ccccc} \text{定額基本料金} & & \text{定額基本} & & \text{調整時間} \\ & = & \text{料} & \times & \hline \text{割引額} & & \text{金} & & \text{当該月の時間数} \end{array} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{ccccc} \text{流量基本料金} & & \text{流量基本} & & \text{契約使用} \\ & = & \text{料金単価} & \times & \hline \text{割引額} & & & & \text{可能量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

12. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書（以下「本定義書」といいます。）は、2026年10月1日から実施いたします。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

（別表）

1. 早収料金の算定方法

（１） 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２） 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

（３） 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、

その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４） 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定致します。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

2. 料金表

(1) 定額基本料金（消費税等相当額を含みます）

1 か月につき	6,600 円
---------	---------

(2) 流量基本料金（消費税等相当額を含みます）

1 立方メートルにつき	758.47 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金（消費税等相当額を含みます）

	その他期	冬 期
1 立方メートルにつき	102.90 円	114.13 円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。